

平成23年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成23年6月28日 午前10時00分 開会  
午前11時42分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	17番 南 要
18番 白 石 栄 一	

欠席議員1名 16番 西 川 弥三郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市 民 生 活 部 長	松 浦 住 憲
都 市 整 備 部 長	石 田 勝 朗	産 業 観 光 部 長	吉 川 正 隆
保 健 福 祉 部 長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上 下 水 道 部 長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 7番 藤井本 浩 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**西井副議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、9番、阿古和彦君の発言を許します。

9番、阿古和彦君。

**阿古議員** 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、地球環境に優しい自治体（葛城市）を目指してパート4と、子ども・若者育成支援事業について、同じくパート4です。

質問は、質問席において一問一答方式で行いたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

1つ目の、地球環境に優しい自治体（葛城市）を目指してですが、この件につきましては今回で4回目になります。1度目が平成19年12月議会において、温室効果ガスの濃度の増加によりまして地球の温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さから見て人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題です。異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への大飢饉による食料不足、災害の激化など、さまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代の子ども達の為に葛城市として早急に出来ることから取り組んでいただきたいたしたのが、たしか平成19年の12月議会であったように思います。

そのときの提言の中では、国のエネルギー対策特別会議における補助事業の利用、そして、我が葛城市にシャープの太陽光パネルの生産工場があることの大切さと、環境に優しい葛城市ブランドの構築等の提言をさせていただきました。

そして、2度目が平成20年の6月議会において、NEDO新エネルギー産業技術総合開発機構の100%助成事業である地域新エネルギービジョンの策定等事業の申請のおくれについてを問いただきました。

そして、3度目が平成22年3月議会において、葛城市地域新エネルギービジョン策定事業の報告書ができ上がり、今後の取り組みについて考え方について質問をいたしました。

そのときの平成22年3月議会の答弁において、理事者側からの答弁ですが、平成22年度、市にいたしましては庁内組織といたしまして、現在仮称ではございますが、部長級により構成いたしますバイオマス新エネルギー導入検討委員会、並びに実務者レベルより構成いたしますバイオマス新エネルギー導入プロジェクトチームを組織し、財政状況も十分考慮した上で導入に向け、具体的な検討を加えてまいりたいと考えております。

また、地球温暖化対策地域計画につきましては、今回のビジョン策定より把握いたしまし

た葛城市におけるエネルギー消費量の推計値を利用して、地域計画策定に向けての手法を検証してまいりたいと考えておりますという答弁をいただいております。

平成22年度においてということで答弁をいただいておりますが、昨年はいろいろな財政シミュレートの問題を主に一般質問しておりましたので、ほぼ1年と3カ月たちましたが、平成22年度におきます検討委員会の開催時、もしくは検討内容がありましたらお聞かせ願いたいと存じます。

**西井副議長** 松浦市民生活部長。

**松浦市民生活部長** おはようございます。9番、阿古議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま、ご質問がございました平成22年度の新エネルギーの検討委員会の会議の内容について、あればということでございましたけれども、新エネルギー導入検討委員会の立ち上げにつきましては、1年間をかけて環境課内でどの事業を取り入れるべきかということを種々検討をさせていただいておりますけれども、その当時、結論を見出せないまま平成23年度を迎え、そして本年6月1日付で、昨日の一般質問でもお答えさせていただきました葛城市新エネルギー導入検討委員会というものを設置させていただいて、検討を開始いたしておりますところでございます。

実際、昨年度は具体的な取り組みというものを本当にできなかったことをおわび申し上げたいというふうに思います。

答弁にならないのですけれども、本年度はきちんとした形で新エネルギー導入についての検討をしてみたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

**西井副議長** 阿古和彦君。

**阿古議員** ただいま、部長の答弁で、本来22年度に開催すると言っていたことができなかったということへの反省の弁があったように思います。私たち議員というのは一般質問を非常に大切なもんやと考えております。その中で理事者側からの答弁については、やはり誠実に対応していただけるものと信じて一般質問をしておりますので、今後そういうことがないように、よろしく願いしたいと存じます。

理事者もその当時同じ答弁をしていただいております。今回の取り組み等は、さきの一般質問の方がされましたので、補足的な質問だけにさせていただきたいと存じます。

まず、今回、私は残念でならないのは、これ昨年3月に一般質問をしておりますけれども、いずれ、この答弁をいただいていたので、どこかの時点でどうなっていますかという質問はしないといけないという具合に考えていたんですけども、期せずしてほかの方がされた中でそういう話が出てきまして、ただ、そういうふうな取り組みを、例えばできなかったらできないである一定の、こういう状態ですという報告をされるべきではなかったのか。

それと、今回、こういう形で取り上げるんだったら取り上げるで、いや、今まで一般質問しはりましたけども、こういう形でやっていきたいとしたいと思います、そういう話があつてしかるべきではないかと思えます。それについて、理事者サイドの見識をお伺いしたいと存じます。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** ただいま、阿古議員の方から質問をいただきました。先ほど、松浦部長が答弁をさせていただいたように、1年間、進捗状況を現実的な形で見せられないまま1年が過ぎ、ことしの6月に立ち上げという形になったこと、また私の方からも重ねておわびを申し上げたいと思います。

これからどのようにこの問題に対処していくのか、しっかりと検討というか、きのうの一般質問の答弁でもお答えをさせていただいたように、いろんな事例等も研究しながら前向きに進めていけるように、葛城市独自のエネルギー政策というものを打ち出していけるように努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**西井副議長** 阿古和彦君。

**阿古議員** 今後、こういう形がないということを約束していただきたいと存じます。さまざまな、予算委員会の席でもいろいろもめることもあるんですけども、やはりそういう、一言声がかかればもめることもないことが感情的なことになりかねない。そやから、そういうこともやはり1つの誠実さかなというように感じます。今後、気をつけていただきたいと存じます。

では、具体的な内容について若干補足の質問をさせていただきます。スケジュール等については過日説明があったと思いますが、再度、簡単にちよつと話をしていただけませんか。検討委員会のスケジュール並びに事業の持っていく方の考え方、そのことについて簡単にお聞かせ願えたらと存じます。

**西井副議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 過日、6月に入りまして、第1回の検討委員会を持たせていただきまして、私がその委員長に就任させていただいたようなことでございます。

この新エネルギーの導入につきましての、それぞれ役員、いわゆる委員になります部長、それと、今までの議論の中で、やはり新しいエネルギーにつきましては皆さんのご意見と同じように、やはり葛城市のソーラーの著名な企業がございます。その方々と行政との官民協力によりまして、新しい制度をどういうふう導入するか。折しも19年ですか、阿古議員が提案いただきましたときにつきましてソーラーパネルの普及と申しまして、その当時、奈良市では10万円の補助金を出されておりましたし、また、その一昨年までは国もソーラーパネルの普及、いわゆる再生エネルギーの普及ということで補助金を出されておったというご紹介もいただいております。一時、国の補助金がとまりまして、今また、原発を含めまして、新たな事業も、補助金も創設もされるようでございます。

しかしながら、やはりただ単に他市町村でやられておりますように、導入に向けて10万円また5万円ないしの補助金を出していくというのが、それでいいんかということになりますと、やはり前から申し上げておりますように、いわゆる企業、行政、それと住民の方々が三者そろいまして、新たな事業に導入していくためにはというふうなことで、昨年1年は資料集めを指示しておったような状況でございます。

昨日、質問の中で長野県飯田市の事例がその辺で浮かび上がってきて、現在調査を進めておるところでございますが、当初、3.5キロワット、一般家庭に普及する太陽光パネルの工事費が約210万円から230万円というふうなことを言われております。しかし、長野市では30軒

に限りましてイニシャルコストゼロで募集をかけられまして、設置をされている、そういう事例がございます。毎月、毎月1万9,000円を10年間お返しいただくというふうな制度であるわけなんです。その辺のこともやはり葛城市として、そうしたらもうちょっと違った形で導入しやすい方法があるのかと、また住民の方々に負担をかけない方法があるんだというふうなことも、やはり資料を取りそろえ、また現地にも出向きまして、担当課の方からつぶさにその状況を披瀝いただきまして、それが葛城市にとってどういうふうな改良を加え、地域としての制度として根づかせるかどうかという検討をこれから進めようじゃないかというふうなことで、今現在考えておるところでございます。

まだ全容等、これから構築するというふうなこともございますし、また企業側の参加も得られるかどうかというのもこれからの検討課題であると思います。しかしながら、我々のできる範囲の中で何らかの計画をお持ちいたしまして、議員の皆さん方にも披瀝できますような、また提案できますような計画書をつくり上げたいと、このように考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 阿古和彦君。

**阿古議員** 副市長は、その当時市民生活部長で、今話に出ていましたNEDOの補助事業、100%補助事業の計画策定の方をお願いした当時の部長やったことを今改めて思い出しております。

具体的にお聞かせ願いたいのは、どういうタイムスケジュールで計画を練って、それで実行に移していくのかということです。ですから、本来でしたらある一定の計画、こういう補助事業を取るためには当然ながら国に対してある一定の計画書を提出して、それに沿って提案したものについて補助対象にさせていただける形で事業計画を組み上げていくのですけれども、今のタイムスケジュール、例えばことは検討だけやりますと言われるのか、それとも、いやことし、そういう計画を練って、それでもう秋口なり計画を上げますと。それで来年度やります、もしくは再来年度やりますというそういう具体的なイメージとしてどういうスケジュールをとられるのか、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

**西井副議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** ただいま申し上げましたように、新しい制度をまず飯田市の方に、今現在やられております制度をまず熟知する、それを今度は、飯田市にはそういう事業がございません。私どもには先ほど申しましたようにシャープというメーカーがございます。その辺との協調体制をどうとるか。また、新しい事業が国の補助制度に乗るかということも検討しなければならぬと思います。できましたらことしいっぱい、その辺をめどに努力を重ねられまして、葛城市独自の制度が国に認められるかどうかということも検討しなければならぬと思います。

また、いつからということになりますと、やはり財政計画というの大きな議論の中にかかわってくる問題だというふうに考えております。したがって、我々が考えておりますのは、まだ予算的にどのような規模になるかということのもつかんでいないわけでございます。しかしながら、実のあるソーラーパネルの普及、いわゆる再生エネルギーの創出のために実のある制度にするためには、やはりどれだけの財源がというふうなことも含めまして検討させていただきまして、できましたら今年度中に何らかの方向を定めたいなど、このように思

っております。

以上でございます。

**西井副議長** 阿古和彦君。

**阿古議員** そうしますと、今年度中にそういう事業計画をまとめたいということですね。そうすると、来年度、国に対しての申請等があるという理解の仕方でもよろしいんですか。それとも、今年度の遅い時期に申請をして来年度事業として持っていきたいという気持ちがあるのかどうか、その辺ちょっと、どういう形になるのかだけはっきり聞かせておいてもらえますか。

**西井副議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 大体、構想がまとまりましたら、またその過程におきましても何らかの形で議員の皆さん方に中間的な報告もさせていただきます。

しかしながら、国の制度がそれに合致するかどうかというのをまだ検討もわからないような状況。何かの事業をもってそれに当て込むというふうなことじゃなしに、やはり我々考えておりますのは葛城市独自で太陽光パネルの普及にどうしていくかという、いわゆる政策の提案を国の方にさせていただきたい。それが補助事業の採択になるかどうかというのは別の問題というふうなことでございます。

したがって、この事業がまとまりましてゴーサインがでるということに関しましては、それぞれ議員の皆さん方にも提案させていただきまして、これに対しまして国に補助申請せよというふうなことがございましたらさせていただくということで、我々が今現在進めておりますことがまだどういう形でまとまるかというのも未知数でございますので、なかなかいつからということに関しましては、ここでは言葉を控えさせていただきたいと、このように考えております。

**西井副議長** 阿古和彦君。

**阿古議員** これ皆さんがつくっていただいたやつ、それで平成22年度の2月の葛城市地域新エネルギービジョン策定等事業の報告、昨年2月にいただいたわけなんですけど、この事業内容、非常によくできていて、さまざまな事業をカバーされていますね。ですから、今回組み上げられる事業も多分この内容に沿ったもので組み上げられるんやろうと思います。

ただ、副市長がおっしゃるように、確かに予算を伴う話ですから、そやからすぐにとつてもあれば、そうでもない事業もあるような気がします。ただ、これ前回平成22年の3月の議会でもお願いしたんですけども、例えば太陽光パネルの補助事業、この部分については非常に国からの補助金がカットに、結局売電の部分を利用することによって、直接渡す補助金を1キロワット当たりの単価を抑えたという政策に変わってきていまして、そやから、去年の3月に質問させていただいたときにも、自治体独自で単独で補助を出されているところは決して少なくもないんです。奈良県内でもたしか市長がお答えになったように、生駒市ですとか奈良市ですとか、幾つかの市がまだされている。

それで、これ多分、今回の震災の問題も含めまして国の政策等も新しく打ち出されるでしょう。その中で多分一斉に各自治体がそういうようなことに取り組まれる可能性が非常に高い。そやから、先にこういうものができ上がっているということは非常に葛城市にとっては

有利やということですよ。ですから、すぐにできるものは、まず自治体単独でできるものもあるのかもわからないから、そういうようなものについては早急に取り組んでいただきたい。

それと、例えばここにうたっている新しい建物を建てる时候についてのソーラーパネル等の設置ですとか、従来ある公共施設についてのソーラーパネルの設置、その部分についてはある一定の予算をかなり伴いますんで、その部分はやはり時間的な経過を待たないといけないかもわからない。でも、当初からお願いして、これは平成19年にお願いして、かれこれ4年がたつわけですけども、当初から気持ちとしてはやっぱり変わらないんですよ。確かに震災の問題もありますけど、やはりきょうなんかでも非常にこの時期にしては暑い。そやから、非常に気候としては大規模化している。極端に暑くなったり寒くなったり、雨が降ったり干ばつになったり、そういうことが頻繁に起こってくる状況であることを考えますと、やはり葛城市ができることというのは少ないかもしれない。でも、その取り組みは非常に大切であるという認識に立って頑張っていたいただきたいなと思います。この事業につきましては、予算の少ないもので非常に喜んでいただける部門がかなりあるように思います。そういうようなものについては早急に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

続きまして、2点目の質問に移りたいと存じます。

これも継続の一般質問になります。これも4回目になるんですけども、子ども・若者育成支援事業についてです。

内閣府の事業として葛城市がこの子ども・若者育成支援事業を取り上げようという決断に立った時期が平成21年の12月少し前ぐらいであったように記憶しております。そのときに私はまず1回目の一般質問をさせていただきまして、翌年の6月にその名乗りを上げていただきましたんで、その進捗状況についてお聞かせ願いたいと質問しました。

そして、更に平成22年の9月にやはりその進捗状況と、これからの課題について幾分質問させていただいたと思います。その中の答弁で、平成22年9月議会、9月13日やったと思うんですけども、そのときの答弁で、まず私の質問内容といたしましては、この事業については人の問題が大きいであろうと。それと、もう一つは場所の問題が大きいであろうということで質問をさせていただきました。その中で、理事者側の、その当時の部長の答弁なんですけども、ただいま議員がご心配いただいております指導員、人の件につきましては、県のアドバイザー派遣事業を活用いたしまして人員を確保していきたいと、このように考えております。人の問題についてはそのような答弁をいただいております。

それともう一つ、場所の問題なんですけども、その件についてはただいま関係課や、そういう準備会でまだ協議を進めておる状態であり、場所的なことはまだ決定いたしておりません。しかしながら、協議会設立までには何とかその場所を確保したいと、このように考えておりますという答弁をいただいております。その後の人の問題と場所の問題について、どのようになっているのかお聞かせ願いたいと存じます。

**西井副議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの阿古議員のご質問でございますけれども、子ども・若者支援事業の人の問

題と場所の問題ということでございますけれども、人の問題の方でございますけれども、県のアドバイザー派遣事業ということでございまして、この事業につきましては内閣府で心の問題と申しますか、若者に対する心の問題が大変多発しているということで、これにつながる研修会、講演会、相談会等に臨床心理士を派遣するという事業がございまして、これが平成21年度から23年度までの期限を区切りまして行われておる事業でございますけれども、その事業の中で奈良県アドバイザー派遣事業ということで、葛城市の方に臨床心理士を派遣願っているということでございます。木曜日にお越しいただいて、私どもの子ども・若者支援事業の相談に係る業務についてお願いしているということでございます。

あと、サポートルームの方には関西大学の方をお願いいたしまして臨床心理を学んでおられる大学院生の方お2人に、相談業務はできませんけれども、こちらの方に来ていただいて一緒に時間を過ごしていただくといえますか、そういったことをお願いしているものでございます。

それから、場所の点でございますけれども、きのう、辻村議員のご質問にお答えいたしましたとおり、當麻文化会館のサポートルームということで利用しておりまして、そこで相談業務につきましてはあいている部屋を利用して現在行っておるということでございます。當麻文化会館のサポートルームを利用しているということにつきましては、ふたかみ教室との連携ということが大変大事になってくるかと思っておりますので、それに近い場所ということで當麻文化会館のサポートルームを現在のところは利用して行っております。

きのうも申しておりましたけれども、場所につきましては今後検討の課題があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 阿古和彦君。

**阿古議員** 人の問題は、ただ平成23年度まで、これからまた継続をしていただきたいなと思うんですけども、それに沿った形での県からの補助等もいただいて人員を確保していくということですね。そのことについてはまた後ほど意見を申し上げたいと思うんですけども、ただ場所の問題につきましては、これちょっと進展がないような気がします。そやから、たしか9月、これ11月20日にたしか記念講演、協議会設立に当たっての記念講演を内閣府の方から来ていただいてされた。そやから、その当時と何か進展はしていないような感覚があります。

この内閣府事業というのは非常に新しい事業で、本来でしたら、例えば縦割り行政の中でこれは教育委員会の問題であるとか、例えば保健福祉、子ども福祉の問題であるとか、厚生労働省の問題であるとか、そういう具合に分かれて来るんですけども、この内閣府事業はゼロ歳から30歳までの子ども・若者を対象にする事業で、非常に縦割り行政の中では解決できない問題を何とか新しいシステムを構築することによって解決していけないかという、そういう趣旨に立った事業であるように私は理解しているんです。

そうしますと、非常にそういう意味において今、葛城市の中で起こっていることというのは、私が感じることもなんですけども、非常にやはり葛城市でも縦割りが弊害となっているような気がします。みんな保健福祉にかかわっている方、子ども福祉にかかわっている方は、



やはりその場、その場で一生懸命子どもたちのために働いていただいている。先日の答弁の中でもいろんな取り組みをしていただいている。それは誠実にやっていただいているというのは物すごくわかるんですよ。

ほんで、教育委員会の方は教育委員会の方で、例えば15歳までという市町村の年齢の上限の制限がありますけれども、幼稚園児から中学生の卒業するまでを対象とした子どもたちを、何とか葛城市の将来を担えるような人材として育てたいという気持ちが物すごく伝わるような、僕は熱い教育をしていただいているというのは物すごくわかるんですよ。でも、ただその中でこういう30歳までの、昔で言えば青少年という表現の仕方をしたんでしょうか。若者までその年齢層を広げると、その部分が補足できないというか、対応できない部分が非常にやはり大きい。そやから、各その部署の中で一生懸命やっていただいているんやけども、それを集合して、それで新しいシステムを構築していこうというのが、私は内閣府の事業の根本であるのかなと思うんですよ。

そやから、各部署で一生懸命やっていただいているがために、逆にそういう気持ちの中で対立が起こってしまったり、ざわめきが起こってしまったりして、なかなか場所の問題についても解決できないのかなという気がして残念でならないんです。

それで、この事業については一応平成23年度までというか、2カ年事業で葛城市は受けていますので、そのままで多分終わるということは、今までの葛城市の取り組みの中ではないだろうとは思いますが、一応1つの成果発表をしなくてはいけない。そういうシステムをどういうシステムで構築したんやということを成果発表しなくてはいけない。そのことについて、やはりそういうお互いみんな子どもたちのためにというその気持ちが強い、私は市やと感じているし、そういう体制の人たちやと僕は感じていますので、何とかその辺を心を開いて、もう少し融通をきかせて協力体制をつくっていただけないのかなという気がしてなりません。再度、ちょっと場所の問題につきまして、この内閣府事業として受けるにふさわしい空き公共施設等も私はあるのではないかと、もしくは、あいていなくても利用頻度の少ないところがあるのではないかと、もしくは何らかの施設で休眠になっているような施設がないのか、その辺も含めて、私は当初これ、市長、2年前の12月に質問させていただいたとき、市長の熱い言葉も感じておりますし、それと昨年11月20日の記念講演の席で市長はあいさつされている。たしか、その前に総務省の方に行かれて総務省の役員の方、大臣と話をされた中で非常に熱い思いも伝えていただいているように聞いておりますので、その辺のお考えとかお気持ちを再度お聞かせ願いたいと思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 場所の問題につきましては、当方の方からいろいろとお世話をいただいている関大の石田先生の方と相談をさせていただいて、この場所ではどうですかとか、この場所ではどうですかというようなことは何度か提示はさせていただいています。その都度、やはり先ほど部長が答弁をいたしましたように、ふたかみ教室との距離の関係において、ちょっと距離があるところは難しい、ここはちょっとしんどいねんというような話があつて、なかなかまとまっていけないというのも事実でございますので、これから検討していかなければならないとい

うことと、きのうも答弁をいたしましたように、どれだけ葛城市がこの事業に対して踏み込んでいくのかということに対して、議会の皆さんのコンセンサス、また市民の皆さんに対しての説明をしていくのかということにもかかってくる問題であろうというふうに思います。ゼロ歳から30歳まで、ここにきのうは2%という数字を出させていただきましたけれども、それだけの方々がニート、引きこもりに、また、それに対する親和群、それに近い方々というのを入れていくともっと大きな数字になってくるところに対して、一行政単位である市がどこまで力を入れていくべきなのかということも、これから大きな課題になってくる問題であろうというふうに思います。

私は、現在の職員数の問題であるとか、そういったところもその中にかかわってくる問題でもございますし、また、議会の皆さんや市民の皆さんとお話をさせていただきながら、本当にそれを、行政がその場所をしっかりと永続的に確保して利用してもらうのが適当なのか、また、住民の皆さんとご協力をいただきながら、ともにNPOであったりとか、そういう方々と一緒に歩いていくべきなのか、そこも検討していかなければならないというふうに思います。

過去から同じような兆候というのはあったんでしょうけれども、最近、心理学の世界、精神医学の世界においてクローズアップされて、特にこういうニートとか引きこもりという形で抽出をされてきた人たちに対して、社会が何をすべきなのか、何かしなければならないのか、それをまた社会参画をしてもらうためにどういう手を差し伸べていけばいいのかということに対して、これから皆さんと、きのうの答弁と同様でございますけれども、どのような形でかかわっていくべきなのか、しっかりと議論させていただきながら進めさせていただきたい。そこから逃げるつもりは毛頭ございませんけれども、独断と偏見で進めるのではなく、やはり皆さんの意見を聞きながらこれを前向きに進められるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**西井副議長** 阿古和彦君。

**阿古議員** 結果的に、例えばある一定の年齢になられた中でニートですとか、例えばなかなか外に出られない若者が発生したりとか、それは結果としてそういうある一定の年代で発生するんで、例えば、その問題というのはそういうことを起こさない予防事業というのも非常に大切になるわけで、そやから非常に取り組みとしては、例えば20歳以上やとか、そういう限定をするんじゃないで、もう生まれたときからいろんな理由が多分あるんですよ。健康面であったりとか、精神面であったりとか、家庭環境であったりとか、社会環境であったりとか、総合的な形でいろんな事象が出てきます。そやから、そういうようなことに対応できるシステムをつくるというのが本来の私は子ども・若者育成支援事業の本質ではないかなというような気がします。

でき上がった事象について対応するということは、それは確かに大切なんですけども、そういう事象を発生させない地域のシステムをどうやってつくるのかということが大切になってくるんやと思います。そんなに膨大な費用が要る事業でもありません。ふさわしい場所と、それと、それをまとめる幾人かの人材とが確保できれば、この事業が葛城市の中で大きく育

って、ある意味、いろんな広がりを持ってくる事業やと私は感じます。

その一環として、今回人材の関係としては関西大学と連携をとれることができたということは、非常に喜ばしいことやと私は感じています。今後とも、もう皆さんの気持ちというのは葛城市の子どもたちが、若者が不幸になったらいいなんて思っている人は1人もいないやと思います。ですから、協力体制を、心を広くしてとっていただいて、子どもたちのためにというその一言でスムーズに新しいシステムが構築されて、この事業の、一応内閣府の補助事業として終わるべき時点で構築できているように、強く望んでおきたいと思います。

ちょっと時間は早いですけれども、私の一般質問はここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**西井副議長** 阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、18番、白石栄一君の発言を許します。

18番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第1は、第5期介護保険事業計画の策定について。第2は、新クリーンセンター建設事業についての2点であります。質問の詳細は、質問席にて一問一答にて行わせていただきます。

まず、第5期介護保険事業計画の策定について伺ってまいります。

平成23年度は平成21年度からスタートした第4期介護保険事業計画の最終年度であり、次の平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画を策定する年度でもあります。

そこで、第5期計画の策定に当たって、その大前提となります平成21年度から平成23年度の第4期計画の執行状況について伺ってまいります。

まず、平成22年度の介護保険特別会計決算の見込み及び介護給付費準備基金の保有額について説明を求めるものであります。

あわせて、第4期事業計画の居宅サービス、施設サービス等の執行状況、また計画に対する実績をどのように評価をされているか、説明を求めるものであります。よろしく申し上げます。

**西井副議長** 吉川保健福祉部長。

**吉川保健福祉部長** ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。まず、順を追ってご説明申し上げます。平成22年度の決算見込みと第4期の事業計画到達状況でございます。

まず、介護保険特別会計での平成22年度の決算見込みでございますが、歳入で17億2,248万3,000円、歳出では16億8,016万5,000円、収支で2,231万8,000円の残となっております。

状況でございますが、計画に対する実績の比率は保険給付費で91.4%、地域支援事業では75.3%、介護保険料収入は101.6%という見込みでございます。

事業計画の状況でございますが、平成21年、平成22年度の2カ年の計画に対する実績値の比率で見いきますと、居宅サービスでは訪問介護が109.2%、通所、リハビリテーションが103.2%、短期入所療養介護で101.2%、そして有料老人ホームや経費老人ホームなどの入居者増が原因と思われる特定施設入居者生活介護117.1%と、これはそれぞれ実績値が計画値を

上回っております。

しかしながら、一方施設サービスでは介護老人保健施設については施設の定員数があるため、ほぼ計画どおりであります。介護療養型医療においては平成24年3月に廃止される計画のため利用者が減少する見込みであったものが、まだ受皿の確保が進まないなどの理由で利用者が減少しないために114.4%と実績値が計画上を上回っております。

逆に、おっしゃいます居宅サービスにおきましては、利用数の減などに伴い、訪問介護で72.5%、通所介護で85.7%と実績値が計画値を下回っております。また、訪問入浴につきましても71.5%、短期入所生活介護が84.6%と、これらについても利用者が少なく、実績値が計画値を下回っております。第4期の事業計画の初年度の平成21年度は、計画に対する実績の比率は94.8%、平成22年度の見込みにおきましては91.4%になっております。

実績値が計画値を下回っている原因を探っておりますと、まず、介護認定率は奈良県平均16.6%よりも1%ほど高い17.7%、介護サービス受給率では奈良県平均が81.4%に対して葛城市は72.2%と9%ほど低くなっております。これは、介護が必要となったときに、すぐに介護サービスが受けられるように介護認定を早めに受けられておられる方が多いことが一部の要因と思われまます。

次に、要介護別の対支給限度比率を見ますと、全国平均が46.8%から80%に対しまして葛城市は42.5%から61%となり、1人当たりの費用額は低くなっております。これは、ケアマネジャーが利用者一人一人に対して相談を受け、希望に沿った形で適切に必要なケアプランなり介護サービスの提案を行っておりますが、実際は利用を差し控えられるケースがあり、地域的な要因の1つと思われまます。また、健康づくりや介護予防が浸透し、住みなれた地域での生活、在宅での介護という考えがそういうところにあらわれているのではないかと思われまます。

ところで、介護給付費準備基金の保有額でございますが、平成22年度の見込みで約1億6,400万円となる見込みでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 吉川部長の方から詳細にご説明をいただきました。

今、お示しいただいた資料については、この後の質疑の中で改めて深めてまいりたい、このように思います。

次に、第5期事業計画策定の準備と介護サービス給付費、保険料等の基本的な考えについて説明を求めたいと思います。

更に、介護給付費準備基金の活用の基本的な考え方についてもあわせてご説明をいただきたいと思われまます。よろしくお願ひします。

**西井副議長** 吉川保健福祉部長。

**吉川保健福祉部長** ただいまの白石議員の第5期事業計画策定と介護給付費、保険料の考え方、更に介護給付費準備基金の活用の考え方についてでございます。

まず、第5期事業計画策定の準備と介護給付費、保険料の考え方についてでございます。

第5期事業計画策定に当たりましては、近々実施いたします日常生活圏ニーズ調査、これは65歳以上の高齢者の方、また要介護認定の方を合わせまして約7,500人に対して行いますけれども、この基礎資料の準備分析を行いまして一般公募の被保険者代表の方を始めとする各方面の代表の方々と構成いたします。策定委員会で検討を願い、地域包括ケアの推進など、国が示す方針を盛り込んだ計画を策定していきたいと考えております。

また、今般の介護保険法の改正による新たな介護保険対象サービスの新設や、施設整備及び自然増による介護給付費の増などを勘案し、第4期事業計画の実績を分析しながら介護サービス見込み量の適切な設定を行いたいと考えております。

介護保険料につきましては、全国的に平成24年度からその基準額につきましては月約5,200円ということが現在示されておりますが、先ほど申しましたように、介護サービス見込み料の増に伴う介護給付費の増や、介護給付費準備基金の取崩しも視野に入れながら適切な介護保険料の設定に努力したいと考えております。工程的には秋ごろ介護サービスの見込み量と介護保険料の仮設定をいたしまして、県との調整を経て事業計画の策定を行いたいと考えております。

それで、介護給付費の準備基金の活用の考え方についてでございますが、介護給付費準備基金につきましては、当初、第4期事業計画の3年間で合計5,025万円を基金から取り崩すという予定をしておりましたけれども、結果として21年度と22年度の2カ年で4,340万円余りの余剰金がございます、介護給付費準備基金に積み立てたわけでございます。その結果、介護給付費準備基金の保有額につきましては、先ほど申し上げましたように22年度は1億6,400万円となる見込みでございます。これは、事業計画の中で介護給付費が計画値を下回ったため、余剰金が積み上げられてきたというものでございます。国が基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであるとされております。介護保険料上昇の激変緩和という意味合いからも介護給付費準備基金を取り崩して還元することも念頭に、介護保険料の上昇をなるべく抑制することを視野に入れながら介護保険計画策定委員会においても有効な活用の方法を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 改めてご答弁をいただきました。

新たな第5期介護保険事業計画の策定に当たって、被保険者のニーズ調査や第4期事業計画の実績の分析、介護保険法の改正などを勘案をし、この秋にはサービス見込み量や保険料を仮設定し、県との調整を経て第5期事業計画の策定を行おうということであります。

事業計画の策定に当たって、とりわけ第4期事業計画の分析、実績、被保険者のニーズの把握は非常に重要なこととあります。さきの答弁で第4期事業計画の執行状況についてご説明をいただきました。この2カ年の実績によりますと、在宅での介護を支える居宅サービスの3本柱と言われている訪問介護が72.5%という執行率、通所介護が85.7%、短期入所生活介護が84.6%と計画値、いわゆる当初予算を大きく下回っております。第4期事業計画の重点目標として掲げられました住みなれた地域や家庭で自立した生活ができるよう、居宅サー

ビスの質・量両面での充実を図る、このようなことが実際の2年間の執行によって全く反対の結果になっているのであります。

答弁の中では、実際はサービスが差し控えられているケースがある、このようにも言われております。重点目標として掲げられた居宅サービスの量・質両面での充実が本当に図られてきた結果、このようなことになったのか、どうしてこういう状況になったのか、この点は大事なことだと思いますので、改めて答弁を求めるものであります。

**西井副議長** 吉川保健福祉部長。

**吉川保健福祉部長** ただいまの居宅サービスというような中で、この重点目標の中でどうしてこのように至ったかのかということでございます。つぶさにアンケート調査等はしておりませんが、決してサービスの抑制につながるようなケアプランはさせておりません。ただ、ケアマネとかいろんな形で聞き及ぶところによりますと、特に男性の方などについては人の世話になりたくない。自分のことは自分でできるとか、やはり国民年金のみの高齢者の方々はサービスを利用するには一部負担金がかかるという形で、特に地域性といいますか、集落的なものなんですけれども、どうしても介護サービスの利用がなくても自立できる人が多いなど、体力的に余力があるというふうなことで、あらかじめ、これは一例なんですけれども、早めに認定をしておいて、少しでも住宅改造に着手していくとか、体の状況を確認するために要介護の申請をしておいて、状況をしておくとかいうような形でのことが聞き及んでおります。

こうしたことが、認定率が高くて利用率が低い傾向にあるということで、先ほど申し上げましたように、このニーズ調査におきましても現在どのような状況であるかということを一つの項目に掲げまして、そのようなことも一つの項目の中に入れておきまして、現在居宅サービスを利用していますかという中でもそういう原因などを探っていきたいと思っております。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 部長の方から人の世話になりたくない、あるいは自分のことは自分です、こういうことであれば別に介護保険を利用する必要もないわけで、やはり第4期の事業計画の中で標準給付費、いわゆる居宅サービスにかかる給付費や地域支援事業費について、ちゃんと見込みをして、これだけの需要があるということを調査し、見込んでいます。そうでしょう。ところが、全くその見込みと違う結果が出ている。

その一方で、じゃ、施設サービスはどうなっているかという、施設サービスの基本的な考え方というのは、政府のこの方針に基づいて要介護2から5の認定者に対して、施設介護専用の居住系サービスの利用が37%以下になるようにすること。施設サービスの利用者全体のうち要介護4、5の割合を70%以上とすること。こういうような政府の、いわゆる参酌標準が示されております。

本市の計画の中では、施設サービスの増加は保険料高騰の一因の1つとしてなっていることから、施設サービスから在宅重視への生活へと移行することが求められています、こう書いていますね。ところが、実際には特別養護老人ホームや老人保健施設の利用というのはどういう状況になっているかという、もちろんこれは定員があるわけですから、幾ら入りたいたい人がいても入れない条件がありますので、そういう条件を差し引いても99.3%、こうい

う結果になっております。計画通りになっているわけですが、

ところが、介護療養型医療施設については、これは廃止しようと言うとやっつです。廃止しようと言っている施設に114.4%という、そういう状況になっている。施設サービスから在宅重視型への生活に移行することが求められるということで、居宅サービスの充実、質・量ともの充実を目指してきたにもかかわらず、現実にはそうはならなかった。やっぱりこの点を実績、分析をきちっとしていただいてやる必要があるというふうに思います。

その点、もう一点、お伺いしておきたいんです。

我が党の国会議員団が、去年に介護保険の制度が施行されて10年ということで、都道府県、政令市、中核市、あるいは東京都の特別区218自治体、更に介護事業所、652事業所にアンケート調査をいたしました。その中で特徴的な結果が出ております。先ほどの答弁にもありましたけれども、実際は量を差し控えられているケースがある、このように言われました。これと同じ状況が生まれています。重い負担を理由にサービスを抑制をしている人がいる、こう答えた事業所が何と76.2%あったわけです。これは、ご承知のように制度の改正によって施設サービス、あるいは居宅サービスのデイサービスやショートステイなどにホテルコストや食事代が全額負担になった、こういうことが反映をされているんじゃないかというふうに思うんです。

こういうことから、やはり実際にこの利用料の問題についてどのように利用者はとらえられているのか、こういう点もニーズ調査の中でやはりきちっと調査をしていただきたい。我が党の国会議員団のアンケート調査では76.2%の事業所が、重い負担を理由にサービスの回数や時間を減らしている、こういうことが出ています。こういうことであるからこそ、居宅サービスが当初の計画よりも大きく落ち込んでいるのではないか。こういう点、しっかりと介護保険事業計画策定委員会でご議論をしていただきたい、このように思うわけでありませう。

更に、施設サービスについて若干お伺いしておきたい。

今、全国では特別養護老人ホームの待機者は42万人とも言われています。本市においてはどれほどの待機者がおられるのか、お伺いしておきたいと思えます。

**西井副議長** 吉川保健福祉部長。

**吉川保健福祉部長** ただいまの本市における特別養護老人ホームの待機者数でございます。現在、資料としては22年度の調べでございますが、在宅待機者数は142名でございます。そのうち、何らかの施設に現在入所されている方につきましては52名、そして、在宅の待機者数につきましては90名となっております。

そのうちの要介護3以上の本当に施設の入所に必要な方々と言われる方々につきましては63名、要介護4以上になりますと30名となっております。

施設別では、本市におきましては2つの施設があるわけでございますが、當麻園で68名、新庄園で67名、その他市外の施設で83名いております。この数字が市の方の待機者数でございます。

**西井副議長** 白石栄一君。

白石議員 90名の待機者がおられるというご答弁だったと思います。これは、前回質問したときよりも、やはり大幅にふえているわけであります。これは、全国の待機者の例と同様な結果が出ております。

ご承知のように、今、日本の高齢化というのは、単にこの団塊世代が60歳を超え高齢化をしていく、そういうことだけではなくて、お1人の高齢者の方々の世帯、あるいは老夫婦の2人世帯、こういう世帯が非常にふえているんです。

また、地域のコミュニティがどんどん衰退をし、家庭での介護力の低下、地域での介護力の低下が本当に大きな問題になっている。そんな中で、この施設サービスの重要性というのは、これは改めて考えていかなければならないというふうに思います。

施設サービスの数値の中では言われませんでしたけれども、いわゆる施設サービスの中にはカウントされていない軽費の老人ホーム、有料老人ホーム、こういうところへ入所している人たちも117%とふえている、こういう状況なんです。今の日本の高齢世帯の実態を本当に反映しているというわけです。私は、当然のこととして、住みなれた地域で、やはり親しい人々がいるところで住まいをし、余生を送りたい、こういうのはだれでもの願いなんです。しかし、実態のサービスというのはそういう状況になっていないということとともに、利用料が高くて、とりわけ国民年金を受給している人たちの負担というのは本当に大変な状況になっているわけで、利用料の軽減という問題がやはり大きな1つの課題になっているわけです。これらのことも策定委員会でぜひご議論をしていただきたいというふうに思います。

更に、次の問題に移ります。

第4期事業計画そのものが、ご答弁にもあったように、1年目が94.8%、2年目が91.4%、こういうことでありますから、当然余剰金が発生しているわけであります。この余剰金は現在、平成22年度決算見込みでは1億6,400万円にも達しているわけです。部長が答弁されたように、この4期計画の中で本来ならば毎年準備基金を取り崩して運営をしていく、こういう計画であった。ところが、逆に余剰金が発生し、1億6,400万円という基金に膨れ上がってしまったわけであります。

ということは、当初の計画、標準給付費、あるいは地域支援事業費そのもの見込みが、これが間違っていた。ご承知のように、介護保険事業というのはサービスの供給料、給付費の額に応じて保険料が決まってくる、こういう仕組みになっています。当初計画で大きなサービス、給付費額を設定すれば保険料は上がるんです。ところが、結果として90%台という執行状況だった。そうしたら、介護保険料はどのように扱うのかという問題が出てくるんですよ。私は、改めて第5期事業計画の中で保険料の試算をしてみました。第4期事業計画の介護保険サービスの事業量の見込み、さっき言いました標準給付費や、あるいは地域支援事業費、こういうもの見込みを第4期事業計画の最終年度の計画、その2%増、更に平成24年、平成25年、平成26年の間、それぞれ2%増加をするという設定です。しかし、実際には第4期事業計画では95%に満たない、そういう結果になっているんですよ。それだけ見込んでいます。そして、被保険者の数は2万4,000人を見込みました。

しかも、その上に介護保険準備基金、これを1億円取り崩したケースと1億4,000万円を取



り崩したケースを想定いたしました。そうしますと、1億円を取り崩した場合は、標準基準月額が約3,800円、1億4,000万円を取り崩した場合は約3,660円、こういう状況です。ご承知のように、第3期事業計画の中で介護保険料は4,100円に上げ、4期計画も継続して4,100円を基準額として設定されております。現状では、このように結果が出ているわけで、部長の答弁では値上げを抑えられるように努力をされると言われていますけれども、抑えられるんじゃないでなくて引き下げなきゃならないという、そういう結果になっているんです。この点についてご答弁をいただきたいと思います。

**西井副議長** 吉川保健福祉部長。

**吉川保健福祉部長** ただいまの白石議員の余剰金に対する試算というようなことで、第5期の最終値の見積もりでその準備基金、それを繰り入れるという中で、私、答弁の中での抑制というよりも引き下げということに対してどうかということでございます。

2%の増で、対象者の人数ということでしていただいております。先ほども答弁で申し上げていましたように、介護保険法の改正という中で、国の試算では現在4,160円というものでございます。これは介護給付準備基金の取崩しというふうなことも、そして介護従事者の処遇を改善、臨時特例交付金の軽減効果によることで、実勢ベースでは4,500円程度というふうなことで言っております。

この中で、第5期につきましては介護保険料が5,000円を超えると。これは全国の標準でございますけれども、現在、葛城市におきましては4,100円というふうなことで、これは自然増ということと施設整備、特に第5期の件では東和・中和地域の特養の前倒しによる整備計画、そして介護保険の改正によります介護サービスの24時間対応の新設だとか、介護福祉の業務拡大とか、それから医師か看護師しか認められていないたんの吸引ができるということの介護給付費の増加ということも考えられます。まだ詳しい国の内容は来ておりませんが、そういうことも含めまして、なるべく抑制というようなことで、具体的にどれぐらいの基金を繰り入れるかということは、これから検討でございますけれども、できる限り抑制という形での検討をしてみたいと思います。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 部長の方からご答弁をいただきましたけれども、実際に3期、4期事業計画の実績評価から、あるいは分析から、私はこの提起をしているわけです。もちろん、国の介護保険法の改正、当然これは介護報酬が上がれば当然給付費は上がるわけです。それはわかります。しかし、この間の介護保険の報酬が3%引き上げられた、そういう施策をとられてきたにもかかわらず、第4期は第3期以上の落ち込みになっているという状況なんです。これは、部長の言われるように全国の4,000円から5,000円というふうな、そういう話からは全く説明がつかないこんな状況だと思います。

じゃ、国が言っている、厚労省が言っている5,200円で葛城市の介護保険の第5期の保険サービスの事業量の見込みをしたらどうなるか、これが一番基本になるんですよ。今、私が、先ほど3,660円から3,800円になる、この試算をしたその基礎になる事業量の見込みというのは、3カ年で56億300万円ぐらいです。

ところが、5,200円で計算をするとどんなになるか。何と事業量の見込額を73億4,200万円、何と1.31倍にもなる。17億円も大きくなるんですよ。17億円もどんな仕事をするんですか。こんなめちゃくちゃな試算を、厚労省はまず先制パンチやというんで、やっぱり出してきているわけですよ。それでは全く話にならない。

しかも、うちには1億6,400万円もの準備基金がある。これはまだあと1年残している。これはふえないとして1億6,400万円ある。これをまずきちっと活用すべきではないのかというふうに思うんです。

ここにご紹介したい文書があります。厚生労働省の文書であります。これは、第4期の保険料改定に当たって全国介護保険担当者会議の中で、準備基金の扱いについて説明されたものを文書化したものであります。

介護給付費準備基金については、従前からご連絡しているとおり、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると考えている。

すなわち、1として、当該基金は3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであること。2として、介護保険制度においては計画期間内の給付に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸し付け等を受けるものであること、こう言っています。

第3は、被保険者は死亡・転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があることなどから、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると、こういうことなんです。厚労省が第4期事業計画の策定のときにこう言っているんです。

ということは、私は試算では1億円と1億4,000万円しかしていませんが、これからしたら1億6,400万円、これから平成23年度で出るだろうそういう剰余金も含めてすれば、これらは皆やっぱり保険料の算定の中に入れる。取り崩して保険料を決めるべきだ、こういうふうに言っているんです。

ですから、私は5,200円、70億円を超えるようなそんなことになるなんていうのは、ほんまにあほな話やと言うしかありません。ぜひこのことを介護保険事業策定委員会でご議論をいただきたいというふうに思います。この厚労省の文書について、ご所見を求めておきたいというふうに思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 先ほどから白石議員のご質問、また、いろいろと試算までしていただいております。基本的に我々の考え方というのも、第4期の事業計画を策定した段階で、約5,025万円を基金から取り崩してということで、充当する歳入に繰り入れるということを計画をしておりましたが、その計画よりも更に受給者の利用抑制のブレーキがかかってしまったということに関して、このような結果になっておるといってございまして。現在、1億6,400万円となる見込みだということでもございましてけれども、第5期の事業計画の策定に関しましては、やはり現在ニ

ーズ調査を行っているということで、この利用者のニーズが那邊にあるのか、そのあたりをしっかりと把握をしながらこの事業計画を進めていかなければならないというふうに思っております。

過日、この計画策定に当たっての準備の委員会がございました。私、冒頭の方でごあいさつをさせていただきまして、介護保険料につきましては現在基金も高額に造成をさせていただいているということがある。これをやはり次の計画において、それこそ先ほど白石議員がおっしゃったように、どれほど充当していくことが適当であるのかということも含めて、委員の皆さんにご審議をいただきたいということを冒頭のあいさつの中で申させていただきました。幾ら幾らになるということ、今この段階で私が申し上げるのが適当ではないと思いますし、やはりニーズ調査の結果、またシミュレーションをやった結果において幾らぐらいが相当であるというようなことを、またこの秋に出てきましたから12月議会になるのか、その前に報告をさせていただけるのかわかりませんが、そのあたりで議会の皆さん方にもこの数字を披瀝させていただき、その計画を進めていこうという段取りでございます。

ただ、今回第4期、このような形になるということは予想だにできなかった。我々は、毎年2%ぐらいの利用増でいくであろうというような計画を見ておったんですけども、やはり経済的な不況、継続的な不況の中で可処分所得が少なくなっているというようなことも今回の利用抑制に大きくつながっていることであろうというふうに思います。

介護の問題におきましては、どういう形が一番適切なのか、施設の利用をしていただくことがいいのか、また各家庭でケアマネジメントをやっていただき、各家庭でいろんなサービスを受けていただくのが適当なのかということは、ずっと考えていかなければならないことだろうと思いますけれども、議員おっしゃったように、地域の介護力というか、地域力というのが抑えられてきている中で、これから我々が取り組んでいくべき大きな課題であるというふうに思っておりますので、またいろいろなご意見をちょうだいしながら、この第5期計画に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 市長からご答弁をいただきました。介護保険事業計画策定委員会において、市長が申されたような内容も含めて、十分な議論をしていただいて、本当に被保険者、利用者の期待にこたえられる事業計画の策定を求めておきたい、このように思います。

次に、新クリーンセンター建設事業について、お伺いをしてまいります。

まず、新クリーンセンター建設事業の工程表における現在の到達状況と、その評価についてであります。

3月の定例会一般質問において、尺土駅前広場整備事業における用地取得や地元の協力など、事業の進捗状況について取り上げてまいりました。いずれも完成までの期限が限られた新市建設計画に基づく事業で、葛城市の現在と将来のまちづくりにとって重要な事業であり、葛城市の行政能力が問われる事業でもあります。平成25年が期限の循環型社会形成推進事業交付金事業や、平成26年が期限の合併特例債を活用しているわけでありましてけれども、いずれも期限は目前に迫っています。事業の進捗状況とその評価について説明を求めておきたい

と思います。

**西井副議長** 松浦市民生活部長。

**松浦市民生活部長** ただいまの白石議員のご質問ですけれども、建設事業の工程表と到達点及びその評価についてということですが、合併時の新市建設計画におきまして、旧両町のクリーンセンターを統合する計画がございます。その計画を遂行するに当たりまして、葛城市・広陵町地域循環型社会形成推進地域計画というものを作成いたしまして、平成19年3月30日付で環境省の交付金事業ということで承認をされたところであります。

当初計画において新庄クリーンセンター跡地にエネルギー回収施設を設置する計画といたしましたが、地域住民との協議の結果、當麻クリーンセンター跡地にリサイクルセンター及び剪定枝等リサイクル施設とともに整備することとなったわけです。

事業期間は、平成19年度から平成25年度までの7年間でございます。予算の執行といたしましては、平成21年度に當麻クリーンセンター敷地での建設判定調査費を執行いたしました。そして、平成22年度では9月に大字當麻より建設の内諾を得ましたので、環境影響調査というものを10月から発注いたしまして、そして1年をかけて調査を行いました。

本年の1月28日には大字當麻と市が建設に向けての協定書を交わし、そして正式に事業を進めることとなったわけです。

搬入道路といたしましては、住民の生活環境の保全をかんがみ、新たに進入道路を建設いたします。その道路測量や地質調査、あるいは設計業務を発注いたしまして、用地取得に当たっての不動産鑑定や立木補償調査、また既設焼却炉の解体設計作成委託業務等が平成23年度にかかりまして繰り越し事業となりましたけれども、現在予定どおりその進捗をいたしておるところでございます。

以上です。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 松浦部長の方からご答弁をいただきました。

循環型社会形成推進交付金事業の事業期間が平成19年度から平成25年度、合併特例債は平成26年度まで。進捗状況は若干の繰り越しはあるが、現在予定どおりとの評価でございました。

しかし、新たな進入路や工事用道路の用地買収、あるいは地元同意の問題、既設炉等の解体に伴う移転先の確保など、懸案事項が山積をしています。事業期間内の竣工は到底困難と言わざるを得ません。交付金事業の期間、合併特例債の延伸を視野に入れなければならない、このように思いますが、どの程度の交付金事業の延伸、合併特例債の延伸が可能なのか、答弁を求めます。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 現在、鋭意この建設事業の推進に向けて努力をいたしておりますけれども、これは委員会の中でも披瀝させていただいたこともあるかもしれませんが、この新クリーンセンター一等地域循環型のこの事業につきまして、国全体として事業仕分けにおいて余り必要ないというふうに判断をされたんだろうと思うんですけれども、現在、国の方からいただく金額が

継続事業においては、いただく金額の約3分の2、また新規事業、県内では桜井市等になるわけでございますけれども、そういうところにおきましては約3分の1しか補助金が入ってこないという状況になっております。鋭意、これは県を通じて国、環境省のほうに、また、私も後日東京の環境省の方に出向きまして、残りの3分の1の予算につきましては、必ず入れていただくことを約束をしてもらえるように努力をしてみたい。

また、県内ゆかりの国会議員なり何なりに陳情しながら、しっかり残りの補助金の確保というところに対して取り組んでいくということは努力をさせていただこうというふうに思っております。

この事業全体の補助金の計画自体が、環境省の方でまだ大きくまとまっていないところもあろうかと思っておりますので、そのあたりの事業計画を私の方も、これは確認しに行かなければならないと思っておりますので、まずそれが第1であろうというふうに思います。

そういったことも踏まえまして、この事業の延伸についてどこまで対応できるのか、その中で確認作業というものをとっていかなければならないであろうというふうに思います。合併特例債は、平成26年度でございますので、うちの使用できる周期というのが、そこまでの延伸ということに対してももちろん話し合いをさせていただきたいと思っておりますし、また、合併特例債の問題に関して、過日、総務省の方に行ってお話をさせていただいたところ、全国から合併特例債の延伸、何年間の延伸ということに対して申し入れがあるそうでございますので、それも含めて葛城市としても申し入れをしていきたいというふうに思っております。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 時間が押し迫ってまいりました。端的にこの問題に入っていきたい、このように思います。

延伸の問題については、これは市長に更に努力していただくということとして、本事業にとっては工事用道路の建設や新たな進入路の建設、これに必要な用地の取得や地元の同意が成否を左右する、こういう状況になっております。

また、私は大事な問題として、反対同盟に対する対応の問題を今回取り上げたいと思っておりましたけれども、きょうの新聞報道で、残念ながら大字における住民合意を得るための手続が不備であるということでの裁判、提訴ということになったわけです。

私は、進入路や工事用道路の地権者や地元同意を得るためにどのような努力をされてきたのか。また、反対同盟が市役所を訪れ、市あての建設反対の嘆願書の提出、あるいは議員に対しては本当に長文のお手紙をいただきました。このような取り組みの中で、副市長はこの間どう言っているかといいますと、大字からは昨年9月にゴーサインは出ている。反対の人に対しては誠意を持って対応したい、このように申されておるわけですが、ここ、こういう事態に至って今さらということはありませんけれども、とりわけ反対同盟の人に対して理解を得るべくどのような取り組みがされてきたのか、ご報告を受けておきたい、このように思います。

**西井副議長** 松浦市民生活部長。

**松浦市民生活部長** まず、工事用道路の用地取得や地元の同意につきましてということですが、これにつきましては新庄と當麻クリーンセンターの統合に伴いまして、収集運搬車の増加分

を賄うために新たに進入道路を建設することになったわけです。新しい道路につきましては、瓦堂池西側山林というものを開発いたしまして、既設道路を接続する計画でございます。瓦堂池西側山林部分の231メートルを市道から市道へ接続する。そして、自然環境負荷を低減するために最短コースを計画いたしております。

進入道路の建設工事につきましては、地元同意をいただいております。現在、その用地取得に当たって鋭意交渉を行っているところでございます。

また、反対同盟の方々に対する対応ですけれども、それにつきましては昨年11月に反対同盟。

**白石議員** 議長、きょうのそういう事態になったことを踏まえた答弁でないと、これは意味がないんです。

**松浦市民生活部長** わかりました。そうしたら、きょうの新聞報道を踏まえまして、私はこの4月、就任になってから新炉建設準備室の職員とともに反対派の方々と本当にご意見を交わしながら、昼夜を分かたず個々にお伺いしてご理解が得られるように尽力をいたしてきたわけでございますけれども、きょうの新聞報道であったことは私なりに重く受けとめながら、今後の事業進捗に鋭意努力していきたいと思っておりますけれども、今後も反対同盟の方々が考えておられることに対しても十分耳を傾けながら、丁寧にご説明を申し上げながら事業を進捗できるように行っていきたい、そのように思います。

**西井副議長** 白石栄一君。

**白石議員** 裁判ということになりますと、我々も含めて行政、反対同盟の方々、あるいは大字の方々の当事者能力が全くなくなるわけで、裁判官にその判断をゆだねる、こういうことなるわけでありまして。これは、最悪の事態を想定をしなければならない、こんな状況であるというふうに考えます。

そこで、私は最後に提起をしておきたい。

本新クリーンセンター建設事業については、実施計画がありました。その実施計画に基づいて出された段取りというのは、まず第1に笛堂のクリーンセンターの設置場所で施設を更新する。それがだめななら當麻のクリーンセンター、それもだめなら。

**西井副議長** 時間が来ておりますので。

**白石議員** 新たな候補地を求めてやると、こういうことであります。

私は、ここ、この事態に至って、実施計画の中でも議論をされてきた第3の候補地も含めて、視野に入れて、やはり取り組んでいくべきである、このことを述べて質問を終わりたい。ありがとうございました。

**西井副議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで、一般質問を終わります。

本日の日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は7月5日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、あす29日から7月1日までの間、各常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしく願いいたします。

皆さん方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。  
本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時42分